

○厚生労働省令第八十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第百十四号とし、第八十七号から第百八号までを五号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―二―（ピロリジン――イル）プロパン――オ

ン及びその塩類

第一条中第八十五号を第八十九号とし、第六十五号から第八十四号までを四号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八 一—(三—フルオロフェニル)—N—メチルプロパン—二—アミン及びその塩類

第一条中第六十三号を第六十六号とし、第四十八号から第六十二号までを三号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十 一—「(テトラヒドロピラン—四—イル)メチル」—H—インドール—三—イル」(二・二・

三・三—テトラメチルシクロプロパン—一—イル)メタノン及びその塩類

第一条中第四十六号を第四十八号とし、第四十一号から第四十五号までを二号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の二号を加える。

四十一 一—シクロヘキシル—四—(一・二—ジフェニルエチル)ピペラジン及びその塩類

四十二 三・四—ジクロロ—N—「二—(ジメチルアミノ)シクロヘキシル」メチル—ベンズアミド及

びその塩類

## 附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。